

平野区南部サービスセンター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は平野区南部サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 サービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 平野区南部サービスセンター

位置 大阪市平野区長吉出戸5丁目3番58号 平野区民センター2階

2 サービスセンターは、平野区役所が設置及び管理する。

(取扱事務)

第3条 サービスセンターで取り扱う事務は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し等の発行に関すること

(2) 戸籍附票の写しの発行に関すること

- (3) 印鑑登録証明書の発行に関すること
- (4) 戸籍謄抄本等の発行に関すること
- (5) 納税証明書、課税証明書及び評価証明書の発行に関すること
- (6) (1)～(5)にかかる各種相談に関すること

(休日及び事務取扱時間)

第4条 サービスセンターの休日及び事務取扱時間は、次のとおりとする。

(1) 休日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く）

エ 機器点検等、管理者が特に必要と認める日

(2) 事務取扱時間

月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時15分

(職員)

第5条 第3条の事務を行うため、サービスセンターに平野区役所担当係長（再任用職員を含む。）2名及び職員（非常勤嘱託を含む。）若干名を置く。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に必要な事項は、平野区長が定める。

附 則

この要綱は平成28年3月22日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。